

須賀川市民間提案制度運用指針

須賀川市

令和8年7月

目次

1	趣旨	1
2	民間提案制度とは	1
3	事業実施までの流れ	2
4	提案の募集・受付	3
5	事前相談・現地見学の受付	3
6	提案者の資格要件等	4
7	提案要件	5
8	協議対象の選定	6
9	協定締結・詳細協議	6
10	契約締結・事業実施	7
11	その他	8

1 趣旨

市では、限りある行政資源を効果的かつ効率的に活用し、将来にわたって持続可能な行政経営を継続するため、民間活力の積極的な活用を推進することを目的として、令和2年に「須賀川市公民連携（PPP）取組方針（以下「取組方針」という。）」、令和3年に「須賀川市PFIガイドライン」を策定しました。

この「須賀川市民間提案制度運用指針（以下「運用指針」という。）」は、取組方針に基づき、民間事業者から市が所有する土地を含めた公共施設等の利活用や公共サービスの向上、業務効率化、財政負担の軽減、地域課題の解決に資する効果的な提案を受け付け、事業化を検討する「須賀川市民間提案制度」（以下「民間提案制度」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものです。

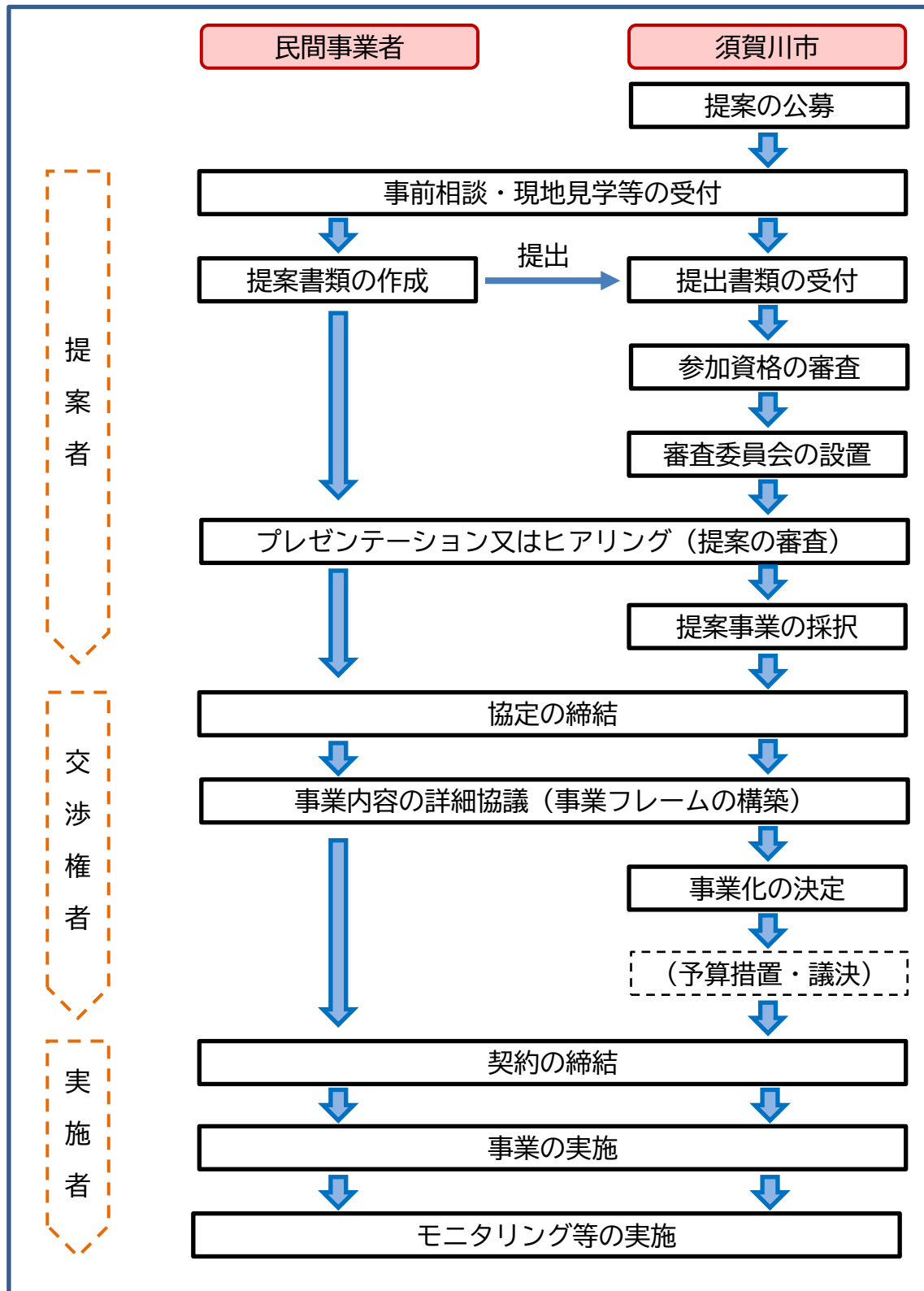
2 民間提案制度とは

民間提案制度とは、市が所有する財産や公共サービスに対し、民間事業者の持つ経営的かつ戦略的視点で既存の公共サービスを見直し、アイデアやノウハウを生かした新たな価値を生み出す提案を求め、民間事業者との対話と協議を行ったのちに、事業化を図るものです。

また、提案にあたっては、原則として市の新たな財政負担が生じないことが前提となります。

民間事業者からの提案内容は知的財産として、その情報及び内容を保護するとともに、市との協議ののち、事業化が決定された場合には、提案事業者との随意契約を前提として取り扱います。

3 事業実施までの流れ



4 提案の募集・受付

(1) 提案の募集方法

ア 対象となる施設等を選定する場合（テーマ型）

市で対象となる公共施設、公共サービス等を選定し、募集期間中に民間事業者からの提案を受け付けます。

この場合、募集要項に対象となる施設等や募集方法、募集期間、必要事項等を定め、募集要項を市ホームページ等で公表します。

提案者の公平性・透明性を担保するため、受付期間は3か月程度設けることとし、事前相談期間を設けた上で、幅広く提案を受け付けることとします。また、同一年度内に複数回の募集を行うこともあります。

イ 対象施設等を特定しない場合（フリー型）

幅広く提案を受け付ける自由提案枠を設け、募集期間を定めずに、随時提案を募集します。

なお、本制度の趣旨に鑑み、全ての提案を受け付けるものではありません。

(2) 応募書類等

提案者は、応募にあたって、次の書類を市に提出してください。

ア 提案書兼誓約書（第1号様式）

イ 構成員一覧表（第2号様式） ※単独で応募する場合は提出不要

ウ 会社・法人履歴事項全部証明書（証明日から3か月以内のもの）又はその写し

エ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は正味財産増減計算書等）

オ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び本市の市税に滞納がないことを証する納税証明書（証明日から3か月以内のもの）又はその写し

5 事前相談・現地見学の受付

提案を検討している事業者は、事前相談及び現地見学を申し出ることができます。事前相談及び現地見学を希望する場合は、事前相談申込書（第3号様式）、現地調査申込書（第4号様式）を市に提出してください。

6 提案者の資格要件等

(1) 提案者の参加要件

- ア 提案者は、提案内容を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主とします。
- イ 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、構成員及び各々の役割分担を明確にすることとします。
- ウ 提案者は、市及び指定管理者等との協議や調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等などに柔軟に対応できる者とします。

(2) 提案者の資格要件

提案の受付期間の最終日において、次のいずれかに該当する者は、提案者または提案者の構成員になることができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ウ 須賀川市暴力団排除条例（平成24年9月27日条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者等（以下「暴力団員等」という。）、および暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ 須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に基づく制限を受けている者
- オ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び本市の市税を滞納している者
- カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

(3) 留意事項

ア 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い・著作権等

- (ア) 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者の提出書類については、書類審査及び提案審査以外では使用せず、第三者に情報を漏らしません。

(イ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとします。

(ウ) 提案者が事業者となった場合、著作権は市に帰属するものとします。

ウ 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

エ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 審査の公平性を著しく損なう行為があった場合

オ その他

(ア) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（第5号様式）を市に提出してください。

(イ) その他、応募に当たっての必要な事項及び詳細については、募集要項に定めることとします。

7 提案要件

(1) 提案要件

提案内容は、公共サービスの向上や地域経済の活性化、本市の財政負担の軽減など持続可能な自治体経営に資するものとし、次のいずれかの要件に該当または複数に該当するものとします。

ア 市の公共サービスの提供・運営方法等に関することで、民間活力導入により大幅にサービスが向上するもの

イ 市が保有する公共施設等（土地も含む。）の利活用に関するもの

※上記にあたっては、市の新たな財政負担又は維持管理経費の増加を伴わないものとします。ただし、提案事業を実施することにより、市に大きな財政効果や政策実現が見込まれる事業については、市の新たな財政支出を必ずしも排除しません。

(2) 対象外となる提案

ア 単に事業（施設）の廃止に関する提案

- イ 市で既にPPP導入済の事業で、単に事業実施者となろうとする提案
- ウ 既存の委託事業を単に安価で受託しようとする提案
- エ 民間事業者が実施することが適当でない事業（もっぱら公的機関が実施することが法令等により義務づけられている事業等）を含む提案

8 協議対象の選定

（１）書類審査

提案者からの提出書類をもとに「６ 提案者の資格要件等」「７ 提案要件」を満たしているか審査します。要件を満たした提案者には、有効提案として書類審査の結果及び提案審査の日程等を書面により通知します。また、有効提案とならなかった提案者に対しては、その理由を記載した書面により通知します。

（２）提案審査

有効提案については、庁内の審査委員会が、提出書類及び提案者が行うプレゼンテーション又はヒアリングをもとに総合的に審査し、実現性の高い提案を詳細協議対象として選定し、提案者を交渉権者とします。

なお、詳細協議対象としての選定は、市と事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業を行うことを決定するものではありません。

ただし、提案の内容、形式によっては、プレゼンテーション等を省略する場合があります。

（３）提案審査の結果通知・公表

提案審査の結果は、書面により通知し、市ホームページ等で公表します。

採用となった提案は「提案名」「提案者名」「事業概要」、不採用となった提案は「提案名」のみ公表します。

なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議等については一切応じません。

9 協定締結・詳細協議

（１）協定の締結

市と交渉権者は、提案事業の実施に向けた協議を進めるにあたり、双方の

義務等を定めた協定を締結します。

協定の期間は原則１年以内とします。ただし、市と交渉権者が協議し、合意に至った場合、期間の延長ができるものとします。

(2) 詳細協議

協定締結後、事業実施のための諸条件等に関し、提案の事業化に向けた詳細協議を行います。

(3) 留意事項

ア 協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行い、協議に要する費用は交渉権者の負担とします。

イ 協議が成立し事業化が決定した提案については、市のホームページ等に「提案名」「事業者名」「提案概要」を公表します。

ウ 本制度は、解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立した場合においても、本市議会での予算承認等が得られない場合や社会情勢の変化等により提案事業が実施できなくなった場合には、事業化されません。

エ ウの場合、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、市と交渉権者が協議のうえ事業化を図ります。

オ 協議が整わず合意に至らなかった場合でも、交渉権者が協議過程で負担した費用やリスク等に対し、市は一切責任を負いません。

カ 事業概要や協議経過等については、必要に応じて本市議会等へ報告することがあります。ただし、交渉権者の独自のノウハウ等が含まれている内容については公表の対象としません。

10 契約締結・事業実施

(1) 契約の締結

市と交渉権者は、詳細協議で合意に至った場合、提案事業の実施に係る随意契約を締結します。

(2) 契約締結の時期

市と交渉権者は、概ね次に定める時期に随意契約を締結します。

ア 議会の議決が必要な場合：議会の議決後、速やかに締結します。

イ 予算措置が必要な場合：予算措置後、速やかに締結します。

ウ 上記以外の場合：詳細協議による双方合意後、速やかに締結します。

(3) 事業実施

契約の締結後、事業者は信義に従って誠実に提案事業の遂行に努めるものとします。

11 その他

この運用指針に定めるもののほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は、別途募集要項において定めます。

附 則

本指針は、令和8年7月13日から施行します。